◇特定空家等に対する措置について

○ 特定空家等（瑞穂地区中組区）

令和8年(2026年)11月6日
全協資料（建設水道部 移住定住推進課）

資料４

1 物件概要

所 在 地 ： 飯山市大字瑞穂 639 番地 2
建 築 年 ： 昭和 46 年築（昭和 53 年未登記増築有り）
用　　途 ： 居宅
構　　造 ： 軽量鉄骨造鉄板葺平屋建（現状二階建、未登記含む）
床 面 積 ： 50.21 ㎡（未登記含む現況床面積 87.03 ㎡）
空家期間 ： 平成 26 年頃から（12 年以上）
現　　状 ： 屋根及び外壁の劣化が進行し、一部が崩落の恐れがある。このまま放置すると、通行人等に危害を及ぼすおそれがある。
所 有 者 ： 建物の所有者死亡（法定相続人なし）　※土地所有者は別人

2 空家の経過

時　点	内　容
平成 26 年 6 月 14 日	建物所有者が死亡
令和 3 年 1 月	地区区長から「空家の管理がされず、市道近くに落雪事故の危険」等の相談を受ける
戸籍謄本、登記簿調査の結果	所有者に法定相続人なし、土地所有者は別人であること確認
令和 4 年 1 月 18 日	物件を特定空家等に認定
令和 7 年 10 月 3 日	長野家庭裁判所へ家事裁判申立書（相続財産清算人選任）提出
令和 7 年 11 月 5 日	相続財産清算人（弁護士）選任
令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 6 月 10 日	清算人・相続人等の官報公告
家庭裁判所の許可後	相続財産清算人（弁護士）による処分（除却工事）（予定）

3 相続財産清算人による除却の必要性

家庭裁判所で選任された相続財産清算人により、相続人等の有無を確認するため官報公告が行われたものの、公告期間内に相続人等の申出はなかった。

また、建物と土地の所有者が異なり、土地は相続財産に含まれないため、土地を売却して建物の除却費用に充てることができない状況にある。一方、建物の老朽化が進行し、屋根や外壁の崩落などにより、周辺住民や通行人に危害を及ぼすおそれがあることから、地域の安全・安心を確保するため、相続財産清算人による建物の除却を進めるものである。

4 今後の予定

本件の建物除却については、相続財産清算人が実施することとし、必要に応じて予納金で対応する。

今後、家庭裁判所による建物の除却に係る許可が得られ次第、相続財産清算人による除却工事が実施される予定です。

5 費用徴収の方針

除却後は、相続財産清算人が管理する財産のうち、換価可能な動産等がある場合には、その売却代金を除却費用に充当することを検討する。ただし、土地は相続財産に含まれず、売却による費用回収ができないことから、予納金の全額回収は困難と見込まれる。

位置図



現況写真　撮影日令和 8 年(2026 年)9 月 17 日


（南東側）


（南西側）


（北東側）


（北西側）